

第74回国民体育大会 下妻市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ



日時 平成30年2月16日(金)午後1時30分

会場 下妻市役所 千代川庁舎 第1会議室

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
第1回宿泊衛生専門委員会（目次）

【報 告】

- 報告第1号 第74回国民体育大会下妻市実行委員会宿泊衛生専門委員の変更
について . . . P 1
- 報告第2号 第74回国民体育大会下妻市実行委員会事業報告について . . . P 2
- 報告第3号 第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会について
. . . P 4
- 報告第4号 愛顔つなぐえひめ国体での取り組み（宿泊衛生関係）について
. . . P 5
- 報告第5号 第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会の宿泊・弁当
について . . . P 7

【議 事】

- 議案第1号 第74回国民体育大会下妻市弁当調達要項（案）について . . . P 8
- 議案第2号 第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要領（案）について
. . . P 12

○参考資料

- 参考資料1 第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則 . . . P 18
- 参考資料2 第74回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程 . . . P 22
- 参考資料3 第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画 . . . P 24
- 参考資料4 第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要項 . . . P 27
- 参考資料5 第74回国民体育大会下妻市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員名簿
. . . P 29

報告第 1 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会宿泊衛生専門委員の変更

準備委員会第 1 回宿泊衛生専門委員会会議（平成 2 9 年 3 月 2 7 日開催）以降、平成 3 0 年 2 月 1 6 日までの間における専門委員の変更について、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則第 1 3 条において準用する第 8 条第 3 項の規定により報告する。

宿泊衛生専門委員

（敬称略）

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者	就任年月日
茨城県常総保健所衛生課長	古矢 賢司	杉山 照美	平成 2 9 年 4 月 1 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会事業報告

年	月 日	経 過 概 要
平成 2 9 年	4 月 11 日	ソフトボール競技会共催市県協会合同会議
	4 月 17 日	第 74 回国民体育大会下妻市準備委員会第 3 回常任委員会
	4 月 25 日	リハーサル大会開催申請書提出
	4 月 26 日	平成 29 年度第 74 回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金交付申請書提出
	5 月 15 日	平成 29 年度国体記録業務研修会 第 74 回国民体育大会茨城県実行委員会第 2 回市町村連絡会議
	5 月 16 日	第 74 回国民体育大会下妻市準備委員会第 3 回総会 第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会第 1 回総会
	5 月 17 日	いきいき茨城ゆめ国体下妻市競技会場等設計業務委託に係る事業者選定委員会
	5 月 18 日	平成 29 年度第 74 回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金交付決定
	5 月 21 日	第 21 回鬼怒川流域交流 E ボート大会、第 26 回花とふれあいまつりにて P R ブース出展
	5 月 31 日	第 73 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技（少年男子・少年女子）がいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会に承認される。
	6 月 10 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技組合せ抽選会視察（群馬県）
	6 月 22 日	国道 125 号小野子歩道橋広報啓発用横断幕設置
	7 月 5 日	花いっぱい運動平成 29 年度試行栽培開始（市内小中学校 12 校）
	7 月 7 日	第 57 回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会競技団体打合せ
	7 月 20 日	いきいき茨城ゆめ国体第 1 回競技運営担当者会議
	7 月 28 日 ~7 月 31 日	第 57 回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会
	7 月 31 日 ~8 月 1 日	認知度向上 P R キャンペーン（県合同）

年	月 日	経 過 概 要
平成 2 9 年	8 月 2 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 1 回全体会議）
	8 月 5 日	第 37 回千人おどりにて国体 P R
	8 月 10 日	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会応援募金箱設置
	8 月 18 日 ~ 8 月 19 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技視察（監督会議・審判会議・記録員会議、競技 1 日目）
	8 月 21 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技視察（競技 3 日目、通過式）
	8 月 31 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 1 回ブロック会議）
	9 月 9 日	第 72 回国民体育大会ソフトボール競技会組合せ抽選会視察
	9 月 28 日 ~ 10 月 4 日	第 72 回国民体育大会ソフトボール競技会視察（愛媛県）
	10 月 5 日 ~ 10 月 16 日	花いっぱい運動平成 29 年度試行飾花（4 競技会場）
	10 月 26 日	広報啓発用マグネット公用車貼付（茨城新聞に掲載）
	11 月 2 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 2 回全体会議）
	11 月 25 日	筑波サーキット『耐久茶屋』にて P R ブース出展
	12 月 13 日 ~ 12 月 15 日	第 72 回国民体育大会東温市開催競技に関する事業概要説明会
	12 月 20 日 ~ 12 月 22 日	第 72 回国民体育大会西条市開催競技に関する事業概要説明会
平成 3 0 年	1 月 1 日	下妻市庁内実施本部設置
	1 月 3 日	第 47 回新春歩け歩け大会にて国体 P R
	1 月 16 日	新春のつどいにて国体 P R

第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会概要

1. 大会概要

第74回国民体育大会競技別リハーサル大会

第73回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）

日 時：2018年8月18日（土）～20日（月）予備日 21日（火）

監督者会議及び開始式は、前日の8月17日（金）に実施

会 場：砂沼球場（下妻市半谷724番地1）

柳原球場（下妻市柳原791番地1）

千代川運動公園野球場（下妻市鬼怒257番地）

千代川中学校グラウンド（下妻市鎌庭2777番地）

参 加：関東1都7県から少年男女16チーム

主 催：公益財団法人日本体育協会 / 茨城県 他

主 管：茨城県 他

後 援：スポーツ庁

2. 内容

この大会は、関東各都県におけるスポーツの振興はもとより、スポーツの交流を通じて親睦と友情を深め、併せて地方文化の発展に寄与することを目的に開催されております。

また、今年福井県で開催されます第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」における関東ブロックの代表を決定する極めて重要な大会です。

関東ブロックを制する者は、全国を制すとも言われており、ハイレベルな戦いが予想されます。

【参考画像】



愛顔つなぐえひめ国体での取り組み（宿泊衛生関係）

・宿泊施設

愛顔つなぐえひめ国体では、茨城国体と同じ合同配宿方式が取られ、県が一括して宿舍を確保し、大会関係者の配宿をおこなっていた。下妻市でも茨城県の合同配宿に参加し、競技役員は市内配宿、選手・監督は市内宿舍数の不足からつくば市への配宿が予定されている。

西条市では地域創生センターという公共施設を転用施設として宿泊に活用した事例もみられた。

・弁当

【東温市斡旋弁当】



実績：東温市ソフトボール競技（少年男子） 斡旋弁当94個 支給弁当1,379個
斡旋申込方法：株式会社日本旅行委託によるインターネット弁当申込システム

【西条市斡旋弁当】



実績：西条市ソフトボール競技（少年女子） 斡旋弁当235個 支給弁当819個（競技日のみ）
斡旋申込方法：株式会社JTB委託によるインターネット弁当申込システム

西条市開催の軟式野球競技では共催の4市1町による合同インターネット弁当申込システムを利用

・医療救護

東温市、西条市共通して救護所設置で対応していた。またえひめ国体では救急車の待機なども見られたことから、下妻市では必要性や待機の可否も含め、関係機関と協議を進めていく。



救護所取扱傷病者：東温市（少年男子） 5名（うち移送者1名だが持病のある方とのことであった。）
西条市（少年女子） 1名

・衛生

食品衛生の分野では、弁当引換所における冷蔵車の待機や、無料ドリンクコーナーでの手袋着用などを確認した。



環境衛生の分野では、競技会係員、競技会補助員等のこまめな清掃が見受けられた。トイレ清掃は前述の清掃に加え、委託業者による清掃なども行われており衛生的に管理するよう努めていた。ごみについては各所に分別できるようゴミ箱が設置されていた。ゴミ箱が段ボール製であったため雨に見舞われた際に全体をビニールで覆うなど雨天時の対応を考えさせられる場面もあった。



報告第5号

第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会の宿泊・弁当対応

下妻市における第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会は、第73回国民体育大会関東ブロック大会となるが、平成30年2月27日に第73回国民体育大会関東ブロック大会茨城県実行委員会が設立される予定である。第74回国民体育大会とは異なる県実行委員会の運営となり、リハーサル大会における宿泊・弁当対応については下記のように予定している。

宿泊

対象	方法
選手・監督	第73回国民体育大会関東ブロック大会茨城県実行委員会による斡旋
競技役員	茨城県ソフトボール協会による手配

弁当

対象	方法
選手・監督	第73回国民体育大会関東ブロック大会茨城県実行委員会による斡旋
競技役員・競技補助員	茨城県ソフトボール協会による支給
競技会係員・競技会補助員	第74回国民体育大会下妻市実行委員会による支給

議案第 1 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第 7 4 回国民体育大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 実行委員会は関係機関・団体等の協力を得て、別紙 1 の基準を満たす弁当調製施設を選定する。
- (2) 実行委員会は、前号により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。
- (3) 実行委員会は、上記により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調整を第三者に委託したとき。
 - エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

4 弁当を提供する大会参加者

斡旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、次のとおりとする。

- (1) 斡旋弁当の対象は、選手・監督、視察員、報道員等とする。
- (2) 支給弁当の対象は、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等とする。

5 弁当料金

斡旋弁当及び支給弁当の料金は、900円（税抜）以内とする。

6 弁当の申込、発注及び代金の精算

斡旋又は支給を行う弁当の申込等、実行委員会が定める方法により行うものとする。

7 弁当の調達

- (1) 実行委員会は、あらかじめ弁当の必要数を把握する。
- (2) 実行委員会は、弁当の調達にあたり、別紙2の方針を遵守させるよう努める。

8 弁当の保管及び引換え

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、平成30年 月 日から施行する。

別紙 1 (弁当調製施設の選定基準)

当該基準を満たす弁当調製施設の中から、国体における弁当調製意思及び当該調製施設の現況等を勘案の上、実行委員会事務局が選定する。

1 対象施設

食品衛生法等の規定により営業許可を受けており、下妻市内に製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、実行委員会事務局が必要と認める場合はこの限りではない。

2 衛生管理体制

- (1) 選定時点で過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 提供可能であると申出のあった弁当調製能力が、調整施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が、直近で80点以上であること。
- (4) 検食の保管が可能であること。(弁当一つを-20℃以下で2週間以上保管すること。)
- (5) 調理従事者(食品の盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。)の全員に対し、国体の開会日1か月前に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの)の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス(抗原検査)も含めることが望ましい。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国体開催期間中加入できること。
- (7) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬することが可能であること。
- (8) 弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること

ア 名称

イ 原材料名(食品添加物・アレルギー・遺伝子組換え等の表示を含む。)

ウ 消費期限(時刻まで)

エ 保存方法

オ 製造所所在地・製造者名

カ その他食品衛生法等関係法規により規定される表示

キ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ク 持ち帰りを禁止する表示

ケ その他実行委員会が指示する表示

3 弁当調整能力

提供可能な弁当調製数が、1日あたり100食以上であること。

別紙 2（弁当調達の対応方針）

- (1) 競技会の運営にあわせた受注、搬入、回収ができること。
- (2) 単価に応じた弁当の調整が可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙等での提供が可能なこと。
- (3) 献立内容は、原材料に茨城県産品、下妻市産品を積極的に採用し、栄養基準量について配慮したものを提供できること。また日替わりの献立内容が作成できること。
- (4) 指定した時期に弁当の献立提案が提出可能であること。
- (5) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭、持ち運び用のビニール袋を提供すること。また、それらについて、実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (6) 注文数の変更は、前日の 18 時まで可能であること。
- (7) 喫食後の弁当容器を配達当日に回収ができること。
- (8) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調達及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (9) 実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提示が可能であること。

議案第2号

第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要領(案)

1 趣旨

この要領は、第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要項に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における医療救護の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護本部の設置

大会期間中は実施本部に救護本部を設置し、競技会場、練習会場、宿舍及び関係機関と連絡調整を図り、医療救護業務を統括する。

4 救護所の設置

- (1) 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、各競技会場の適切な場所に設置する。
- (2) 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。
- (3) 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。
- (4) 救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を置く。
- (5) 救護所の設置期間は、原則として競技日とする。
- (6) 救護所の開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。
- (7) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

5 救護所における医療救護

- (1) 救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行い、「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」に所定の事項を記載する。
- (2) 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、車両等での移送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行し、救護所で交付する「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」の写し及び「搬送先医療機関診療結果報告書(様式第2号)」を持参するものとする。医療機関に移送しない場合でも、必要に応じて最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。
- (3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を移送した場合、速やかに救護本部へ報告する。また傷病者のその後の病状、経過を把握するように努める。

- (4) 救護所は「救護日報(様式第3号)」に所定の事項を記入し、当日の業務終了後に「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」、「搬送先医療機関診療結果報告書(様式第2号)」及び「救護所取扱傷病者一覧表(様式第4号)」と共に、救護本部へ提出する。

6 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

7 炬火イベント等における医療救護

下妻市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護対策を実施する。

8 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎において、傷病者が発生した場合、宿舎提供者は速やかに医療機関と連絡をとり、その指示を受ける。医療機関へ移送する必要があるとき、宿舎提供者は、車両等での移送又は救急自動車等の要請をする。この場合、必ずチーム関係者等が同行する。
- (2) 医療機関へ移送する必要があるときは、最寄りの医療機関を紹介する。この場合もチーム関係者等が同行する。
- (3) 宿舎提供者等は、傷病者が医療機関に移送された場合、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認し、救護本部に報告する。ただし、夜間の場合は翌日の報告とする。

9 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

10 医療費の負担

救護所での診察費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における医療救護実施についても、必要に応じてこの要領を準用する。

付則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号		No .										
発症場所		式典中 ・ 競技中 ・ 観戦中 その他 ()		発行日時										
				年 月 日 午前・午後 時 分頃										
傷病者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他 M・T・S・H 年 月 日生 歳	男・女		参加区分 選手・監督・役員・観客 その他 ()										
		競技/会場名		[競技名] [会場名]										
	住所 連絡先	都道府県名 ()		宿舎名										
		(TEL - -) (携帯 - -)		付添者 (携帯 - -) 保険証所持の有無 有 ・ 無										
応急処置の内容		<p>1 傷病内容 胃腸障害, 感冒, 貧血, 頭痛, 熱中症, 疲労, 眼症, 耳症 打撲, 捻挫, 骨折, 脱臼, 筋腱断裂, (挫・切・裂) 創, 歯牙の外傷 (受傷部位:) その他 () 現病歴 () 既往症 ()</p> <p>2 発症 (事故) 原因</p> <p>3 処置内容 (処置時間: 午前・午後 時 分)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>体 温</td> <td></td> </tr> <tr> <td>血液型 (自己申告)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">血 圧</td> <td>測定時刻: 時 分</td> </tr> <tr> <td>/ mmHg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">脈拍: 服薬: 有・無</td> </tr> </table> <p>4 使用医薬品</p> <p>5 備考</p> <p>6 搬送 (有 ・ 無) 救護所医師等氏名 _____</p>				体 温		血液型 (自己申告)		血 圧	測定時刻: 時 分	/ mmHg	脈拍: 服薬: 有・無	
体 温														
血液型 (自己申告)														
血 圧	測定時刻: 時 分													
	/ mmHg													
脈拍: 服薬: 有・無														

搬送先医療機関 担当医 様

第 7 4 回国民体育大会 (いきいき茨城ゆめ国体) において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。診療後は、「搬送先医療機関診療結果報告書 (様式第 2 号) 」を当実行委員会事務局あて F A X で送付いただきますようお願いいたします。

年 月 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会 会長

本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関から搬送先医療機関診療結果報告書を第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会に返送することについて, 個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄 (署名) _____

搬送先医療機関診療結果報告書

取扱救護所		処置記録兼診療依頼書 発行番号	No .
-------	--	--------------------	------

上記については救護所で記載すること。

宛 先	第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会事務局 医療救護担当 宛 (F A X -)
-----	---

当委員会におきましても患者の状態等を把握させていただきたいので、貴医療機関での診療後、下記の事項を記載のうえ、上記宛先に F A X で送付いただきますようお願いいたします。

発 信 者 名	医療機関名	担当者 (所 属)
	住所	(氏 名)
		(T E L)
		(F A X)

搬送先医療機関における診療結果

内 容	1 傷病名	
	2 治療内容・使用医薬品	
	3 その他	
		診療医師名 _____

御不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会事務局 医療救護担当
(T E L -)

救護所取扱傷病者一覧表

____月 ____日 競技会場名 _____ 競技名 _____

(単位：人)

区分	救護所取扱傷病者数						医療機関搬送者の数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男											
	女											
感冒	男											
	女											
貧血	男											
	女											
頭痛	男											
	女											
熱中症	男											
	女											
疲労	男											
	女											
眼症	男											
	女											
耳症	男											
	女											
打撲	男											
	女											
捻挫	男											
	女											
骨折	男											
	女											
脱臼	男											
	女											
筋腱断裂	男											
	女											
(挫・切・裂) 創	男											
	女											
歯牙の外傷	男											
	女											
その他	男											
	女											
合計	男計											
	女計											
合計												

この様式は、一日の業務終了後に救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 7 4 回国民体育大会（以下「大会」という。）において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、下妻市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、前2項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を大会主管課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 (平成28年2月25日総会議決)

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

付 則

1 この会則は、平成29年5月16日から施行する。

2 この会則の施行日前に、現に第74回国民体育大会下妻市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、この会則の規定により委嘱されたものとみなす。

平成 29 年 5 月 16 日
準備委員会第 3 回総会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則（平成 28 年 2 月 25 日決定）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技用具・施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

平成 29 年 2 月 7 日
準備委員会第 2 回常任委員会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画

1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(以下「茨城国体」という。)の開催に向け、市民の総力を結集し、心からのおもてなしで下妻市ならではの個性と魅力ある大会の実現に努めるとともに、市民と行政の協働を推進し、新たな活力とにぎわいを創出する大会を目指すため、第 7 4 回国民体育大会下妻市基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体(以下「県等」という。)と連携し、茨城国体下妻市ソフトボール競技会を成功させるとともに、本大会を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながるものとするため、本計画を基に主要項目ごとの詳細な実施計画を策定し、施策を推進する。

- ・総合計画進行管理
- ・年次計画進行管理

(2) 財務

県等との相互協力のもと、簡素な中にも実りある国体を目指し、適切で効率的な財務運営を行う。また、国体事業推進に向けて様々な協賛を募り、市民総参加による大会とする。

- ・国体開催経費予算編成
- ・リハーサル大会開催経費予算編成
- ・国体事業への協賛推進

(3) 広報

茨城国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、下妻市を訪れる方々をはじめ、全国に歴史・伝統・文化・自然・食など下妻市の魅力を発信する。また、国体開催の成果を永く記録に留めるため、大会記録報告書等を編纂する。

- ・広報展開(印刷物・メディア・啓発イベント・工作物等)
- ・大会記録報告書の編纂

(4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げ、市民一人ひとりが活躍する大会とする。また、国体開催の意義を広めるとともに、茨城国体の経験をその後の市民協働によるまちづくりにつなげる。

- ・運営ボランティアの募集及び活動推進
- ・歓迎市民運動(花いっぱい運動、手づくりのぼり旗の作製等)の推進
- ・文化プログラムの開催
- ・環境美化活動の実施

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、下妻市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の観光、芸術・文化、産業等を広く紹介する。また、下妻駅・道の駅しもつま等への国体案内所の設置や、競技会場内における休憩所・売店の整備、観光ガイドブックの作成等を通じ、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしに努める。

- ・歓迎装飾の実施
- ・案内所、休憩所、売店の設置
- ・観光ガイドブック等の作成

(6) 競技運営

県等と緊密な連携を図りながら、参加選手が日頃の練習の成果を十分に発揮できるよう、競技に必要な諸条件を整備し、競技会の準備・運営に万全を期す。

- ・競技運営
- ・競技役員等の編成
- ・競技記録の集計、速報
- ・リハーサル大会の開催

(7) 式典

可能な限り簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある運営に努める。

- ・表彰式の実施
- ・炬火イベントの開催

(8) 競技用具及び施設

競技会の実施に必要な用具等の調達については、県等と十分協議し、遅滞のない、過不足のない整備を行う。さらに、競技施設については、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図る。

- ・大会に使用する競技用具の整備
- ・競技施設の整備(看板、仮設スタンド、案内所などの臨時施設を含む)

(9) 宿泊

宿泊施設その他関係機関との連携により、地場産品を使用した食事や心地よい宿舎の提供など、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

- ・ 監督・選手及び役員等の配宿
- ・ 郷土色豊かな食事の提供

(10) 医事・衛生

茨城国体にかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

- ・ 食品衛生対策
- ・ 環境衛生対策
- ・ 防疫対策
- ・ 医療救護体制の確立

(11) 輸送・交通

下妻市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送・交通体制の確立を図る。あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

- ・ 輸送対策
- ・ 交通対策(駐車場確保を含む)
- ・ 交通安全対策

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における安全面の確保や事故等の防止、大規模災害等の非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携を密にしながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

- ・ 警備対策
- ・ 消防防災対策
- ・ 大規模災害等の対策

平成29年5月16日
準備委員会第3回総会決定

第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要項

1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を置く。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

4 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

6 炬火イベント等における医療救護

下妻市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護対策を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに下妻市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での診察費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

付則

この要項は、平成29年5月16日から施行する。

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会委員名簿

【委員 11 名】

(順不同・敬称略)

	所属機関・団体名	氏 名
委員長	茨城県常総保健所	古矢 賢司
副委員長	下妻市保健福祉部保健センター	森 陽子
宿泊観光	下妻市観光協会	山内 雄佑
	株式会社ふれあい下妻	松本 知明
保健衛生	真壁医師会下妻支部	斉藤 憲太
	下妻市歯科医師会	飯村 仁一
	常総薬剤師会下妻班	外山 仁
食品衛生	常総食品衛生協会	上野 要
	下妻市食生活改善推進連絡協議会	小林 まさ江
下妻市	下妻市経済部	斉藤 敏
	下妻市市民部生活環境課	平井 英雄

事務局	下妻市教育委員会生涯学習課国体推進室
-----	--------------------



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回 国民体育大会下妻市実行委員会



下妻市イメージキャラクター

シモンちゃん